

# 広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



**第4回町長杯オープンヨットレース総合成績 ※( )内は左下写真の説明です**

- ▼優勝:木村俊介さん(後列左から2人目)
- ▼2位:西宮敬宏さん・大井航平さん(後列左から4人目・3人目)
- ▼3位:櫻井香さん・後藤楓さん(前列左から2人目・3人目)
- ▼ウインドサーフィン優勝:斎藤光徳さん(後列左から1人目)
- ▼ウインドサーフィン2位:太田愛里さん(前列左から1人目)



2017  
No.670

1

平成28年  
12月16日発行

## 主な内容

女性のさらなる社会進出に向けて……	2
所得税、町・県民税の申告手続きは正しくお早めに…	4
子育てを応援します……	7
20歳になったら国民年金……	10
注意! あなたの土地が狙われています!! …	11

## 第4回町長杯オープンヨットレース開催

11月23日(水)、土浦市のラスクマリーナにおいて、町内外から22艇(40人)が参加して第4回町長杯オープンヨットレースが開催されました。このレースは、平成31年開催『第74回いきいき茨城ゆめ国体2019』でセーリング競技が町で開催されることから、従来の大会に代わって平成25年から開催しているものです。

# 女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

## 町第3次男女共同参画プラン(案)パブリックコメントの募集

『町第2次男女共同参画プラン』が平成29年3月31日をもって計画期間が終了することに伴い、計画の改定を予定しています。このたび町男女共同参画社会推進会議において、平成29年度～33年度までの5か年を計画期間とする『町第3次男女共同参画プラン(素案)』を策定しました。つきましては町民の皆さんからご意見をお聞きし、プラン策定の参考とするためのパブリックコメントを募集します。

### ■対象

町内在住・在勤・在学の人(個人・団体は問わない)

### ■素案の閲覧

期間:平成29年1月6日(金)～27日(金)

場所:▼役場2階情報公開コーナー▼各公民館▼各ふれあいセンター▼図書館▼福祉センターまほろば▼総合保健福祉会館『さわやかセンター』▼うずら出張所▼町民活動センター▼男女共同参画センター ※町ホームページにも掲載します

### ■募集期間

平成29年1月6日(金)～27日(金) ※消印有効

### ■提出方法

素案の各閲覧場所に備え付けた『意見カード』または自由様式の意見書に、氏名・住所・電話番号・ご意見

を明記して、下記①～⑤のいずれかで町民活動推進課に提出する。①町民活動推進課窓口へ持参②閲覧場所にある投函箱に投函③郵送④ファクシミリ⑤Eメール ※①持参の場合は土・日・祝日を除く。電話によるご意見は受付不可

### ■意見への回答

いただいたご意見に対する町の考え方は、3月中に町ホームページおよび役場2階情報公開コーナーにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしませんので、ご了承ください

### ■問合せ

阿見町役場町民活動推進課

〒300-0392 阿見町中央1-1-1

☎888-1111(271) ファクシミリ:887-9560

メール:chokatsu-ofc@town.ami.lg.jp

## 町男女共同参画社会推進講演会を開催しました

10月30日(日)、本郷ふれあいセンターにおいて、NHK『きょうの健康』でキャスターを担当されていたフリーアナウンサー久田直子さんによる『男女共同参画社会推進講演会』を開催しました。

講演会では『老若男女 ～いつまでも地域で輝くために～』をテーマに、病気の予防法・健康の秘訣・介護の現状とその対応法等について、お話ししていただきました。約200人の参加者と一緒に体を動かして健康法の実践などを行い、とても楽しく学ぶことの多い講演会となりました。

また、講演会のオープニングアトラクションでは、町内のよさこいサークルの『天翔如人』の皆さんや、歌手の浅野勝盛さん・泉水いずみさんによる『ねばねば音頭』の歌と踊りによって会場は大いに盛り上がりました。

男女共同参画社会推進講演会  
阿見町・阿見町男女共同参画社会推進会議



▲講師の久田直子さん



▲会場を沸かせた『ねばねば音頭』

# 協働のまちづくりの推進

町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

町では、協働のまちづくりの基本となる『阿見町協働の指針』を定め、今後さまざまな協働事業に取り組むための環境を整えています。町民が積極的にまちづくりに参画し、『自分たちの住む地域は自分たちの手で良くしていく』という意識のもとで地域コミュニティが活発になり、それぞれの町民が役割を担い、そして笑顔のあふれる町になっていくことを目指しており、今回は2つの取り組みをご紹介します。

## カップリングバスツアーを開催しました

11月12日、少子化対策や若い世代の定住促進を目的に、町とNPO法人マリッジクラブが協働による結婚支援事業として、「カップリングバスツアー」を開催しました。男女合わせて64人の応募者の中から抽選で34人(男女各17人)が選ばれ、当日は31人が参加しました。

笠岡市の常陸出雲大社にて縁結びの祈願を行なった後に、同市内のレストランに移動して、自己紹介・ランチ・フリータイムを楽しんでいただきました。予科練平和記念館内で最後のアピールタイムを行い、4組のカップルが成立しました。今後も、第2回のカップリングパーティーを来年2月に実施する予定ですので結婚を考えている人は、ぜひ一度参加してみたいかがでしょうか。



▲レストランでの和やかな昼食

## 協働のまちづくりに関する講演会を開催しました



▲熱心に聞き入る参加者の皆さん

11月20日、中央公民館において平成28年度協働のまちづくり講演会を開催しました。守谷市民活動支援センターの高木保センター長を講師にお迎えし、『ゆるやかにつながる家族「新地縁」新しいネットワーク作り』を演題に講演していただきました。会場には、地域や市民活動団体の代表者を中心に39人が集まり、地域でのつながりの大切さや、守谷市での協働のまちづくりに関する取り組みを学びました。参加者の多くから、市民活動団体と行政による協働のまちづくりを推進するために、学習会の開催や市民同士の情報交換の機会を望む声がありました。

今後も、町民活動センターが中間支援組織となって、市民活動を支援しながら、協働のまちづくりを推進する役割を担っていきます。

## 町地域貢献・社会貢献団体の活動報告コーナー

### ●『さわやかフェア2016』に市民活動団体が参加しました！

10月23日に開催された『さわやかフェア2016』に、市民活動を行なっている下記の8団体が会場内の町民活動センターのブースに出展し、日ごろの活動内容をPRしました。

#### ○参加団体(出展内容)

▼NPO法人アニマルセラピー協会(事業PR) ▼NPO法人マリッジクラブ(事業PR) ▼愛犬家サークル犬愛(犬の迷子札作り) ▼阿見おもちゃ病院(おもちゃ作り) ▼アレンジ阿見(フラワーアレンジメント) ▼パソコン学習会(地図検索印刷など) ▼輪道会(手工芸品の作成・販売) ▼和田工房(ハロウィンの小物作り)



▲協働事業のPRを実施

平成 28 年分 (平成 29 年度)

# 所得税、町・県民税(住民税)の申告 手続きは正しくお早めに

税務課 ☎ 888-1111 (151・152・156)

## 所得税の確定申告

『所得税及び復興特別所得税の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限(平成29年3月15日(水))までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

また、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を還付申告といえます。

## 住民税(町・県民税)の申告

給与・公的年金以外の所得のある人(確定申告した人を除く)、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。

非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限(平成29年

3月15日(水))までに申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります(老人配偶者・障害者・寡婦などの控除もれに注意してください)

## 持参するもの

▼個人番号カードまたは通知カード等および運転免許証等の本人確認のできる書類の写し

▼事業所得(営業・農業)や不動産所得がある人は、▽『収支内訳書』の作成に必要な収入や必要経費を記載した帳簿▽固定資産税の課税明細書など

▼給与所得・公的年金などの源泉徴収票(原本)

▼雑所得・一時所得などの支払調書

▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る医療費が所得の5%以上(所得が200万円以上)の場合には10万円以上ある人は、医療を受けた人ごとに支払った医療費・保

険金などの補てん金を記載する『医療費の明細書』を作成し添付▽医療費の領収書(原本)▽おむつ使用証明書など

▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書

▼本人が支払った本人および親族に係る一般の生命保険料・介護医療保険料の控除証明書

▼本人が支払った本人および配偶者に係る個人年金保険料の控除証明書

▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る地震保険料などの控除証明書

▼本人が支払った特定寄付金などの受領証明書

▼障害者または障害者を扶養する人は、▽障害者手帳▽療育手帳▽寝たきり・認知症等の高齢者の『障害者控除対象者認定書』など

▼還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座(金融機関・支店名・口座番号)

▼認め印 ※ゴム印不可

## 税務署での確定申告

### 期間

平成29年2月16日(木)～3月15日(水)(土日を除く)  
※2月19日(日)および2月26日(日)は開場します

### 相談時間

午前9時～午後5時まで  
竜ヶ崎税務署

〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5  
☎ 0297-66-1303 (自動音声案内)

▼申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください

※なお、毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします

町では、住民税の申告書が手元ない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用して印刷した申告書の表題部を『平成29年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することができます。町の申告相談会場に持参または町税務課宛てに郵送してください。

●申告相談会 会場：役場 3 階 301 会議室

区分	期間	時間	対象
<b>所得税確定（還付）申告・住民税申告の相談および受付</b> ※事業所得（営業・農業）・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	平成 29 年 2 月 9 日（木）～ 15 日（水） （土・日・祝日を除く） ※初日は混雑が予想されます	▼受付開始時間 <b>午前 7 時 30 分</b> に役場北口玄関を開錠しますので、3 階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。 番号札を配布は 8 時 30 分からはとなります。 ▼相談時間	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人
<b>所得税確定申告・住民税申告の相談および受付</b> ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	平成 29 年 2 月 16 日（木）～ 3 月 15 日（水） （土・日を除く） ※日曜申告を行います ※ 2 月 19 日（日）および 2 月 26 日（日）の午前中のみ実施	午前 8 時 45 分から受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※日曜申告の日は午前 11 時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼上記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人（青い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ▼事業所得（営業・農業）や不動産所得などがある人（赤い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

**役場での申告相談**

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告（還付申告）についての申告相談、申告書の作成および收受を役場本庁舎 3 階の 301 会議室で行います。

- ▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および收受受付などについてもすべて、本庁舎 1 階の税務課窓口ではなく、本庁舎 3 階の申告相談会場で行います
- ▼申告相談の期間中は、役場駐車場の混雑が予想されます。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします

**役場で相談できない申告**

次の申告につきましては、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

- ▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など
- ▼事業（営業）所得（新たに事業を開始した年分および

**インターネットでの確定申告**

- ▼被災による事業用資産・棚卸資産などの被害）、利子所得、配当所得、給与所得（特定支出控除）、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得（ゴルフ会員権・貴金属など）、分離課税の譲渡所得（土地・建物・株式など）
- ▼変動所得・臨時所得の平均課税
- ▼雑損控除（災害・盗難による損害など）
- ▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除
- ▼災害減免額、外国税額控除など
- ▼国外に居住している親族の扶養控除など

**確定申告**

確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口、駐車場は大変混雑します。

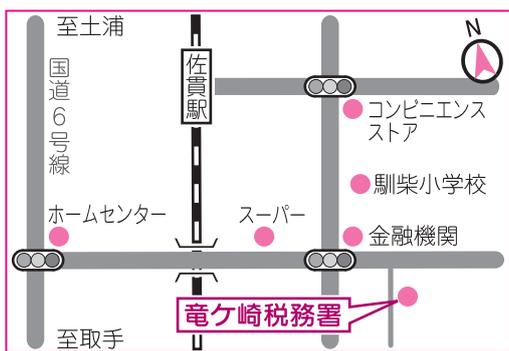
国税庁のホームページを利用して自宅で確定申告書・収支内訳書・医療費の明細書などの

ダウンロードや申告書の作成ができます。申告書などの提出は、印刷したものを竜ヶ崎税務署に郵送、役場の申告相談窓口で收受、または e-Tax（電子申告）が利用できます。

**国税局の電話相談センター**

●作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

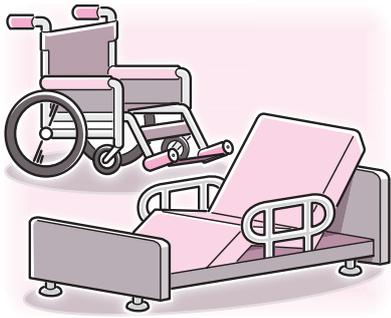
e-Tax 作成コーナー  
 ヘルプデスク ☎ 0570-0115901 ※月～金  
 曜日（祝日等および 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます）  
 ●確定申告などに関するお問い合わせ  
 竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-661303（自動音声案内）



# ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

# 介護 保険

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726)



**介護保険**では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

## ■福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割または2割が自己負担です。

福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネージャーなどにご相談ください。

## ▼対象となる福祉用具(13種類)

- 車いす
- 車いす付属品(電動補助装置など)
- ▼特殊寝台
- ▼特殊寝台付属

品(サイドレールなど)  
 ▼床ずれ防止用具  
 ▼体位変換器  
 ▼手すり(工事を伴わないもの)  
 ▼スロープ(工事を伴わないもの)  
 ▼歩行器  
 ▼歩行補助つえ  
 ▼認知症老人徘徊感知機器  
 ▼移動用リフト(つり具の部分を除く)  
 ▼自動排泄処理装置

## ■特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、いったん全額を自分で支払い、高齢福祉課介護保険係窓口に申請する必要があります。購入前に、

ケアマネージャーなどにご相談ください。

## ●対象となる特定福祉用具(5種類)

- ▼自動排泄処理装置の交換可能部品
- ▼入浴補助用具
- ▼簡易浴槽
- ▼移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は9万円または8万円です

※原則として、同一年度内に同じ種類の福祉用具を2回以上購入することはできません

## ■住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を高齢福祉課介護保険係窓口に提出する必要があります。工事前にケアマネージャーなどにご相談ください。

## ●対象となる工事

▼手すりの取り付け・居室や

廊下などへの転倒防止用の手すりの取り付け

▼段差の解消・玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け・居室と廊下の段差の解消・床のかさ上げ

▼床材の変更・浴室などの滑りにくい床材への変更・車いすでの移動を円滑にする床材への変更

▼引き戸などへの扉の取り替え  
 ▼扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など

▼洋式便器などへの取り替え  
 ▼和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

▼そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

※利用限度額は20万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は18万円または16万円です

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合は「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

# 子育てを応援します



みなさん、こんにちは！

寒さが厳しい季節となりました。今回は町内の全小学校で実施している『放課後子ども教室』についてご紹介します。

放課後子ども教室とは、子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設（余裕教室や体育館・グラウンド）を活用し、自由遊び・スポーツ・自主活動・創作活動などを行うものです。

子どもたちの放課後対策としては、すでに子育て支援として『放課後児童クラブ』が実施されていますが、『放課後子ども教室』は原則1年生から6年生までの全児童を対象として実施しています。

## 阿見小学校区放課後子ども教室 (あみっこクラブ)

体育館ではスポーツ鬼ごっこ・縄跳び・バドミントン等を行います。校庭ではドッジボール・遊具遊びなどを行っております。教室では折り紙他の創作などを行い、遊びを通して友達を思いやる気持ちを持って遊んでいます。

## 本郷小学校区放課後子ども教室 (本郷ふれあいクラブ)

校庭ではスポーツ鬼ごっこ・ドッジボール・遊具遊びなど。体育館では読み聞かせ・バドミントン・折り紙・オセロ・創作などの遊びを通して友達とのかかわりを深めています。



## 第一小学校区放課後子ども教室 (一小ふれあいクラブ)

体育館ではスポーツ鬼ごっこ・バドミントンなど。校庭ではドッジボール・サッカー・遊具遊びなど。教室ではぬり絵・紙飛行機など。各種活動を心のふれあいを大切に楽しく行っています。

## 舟島小学校区放課後子ども教室 (ふなっこクラブ)

校庭ではドッジボール・サッカー・キックベースボール・遊具遊びなど。体育館では読み聞かせ・創作・縄跳び・バドミントンなどを行い、子ども同士いろいろ工夫し合い、元気に仲良く遊んでいます。



## 第二小学校区放課後子ども教室 (二小ふれあいクラブ)

体育館では創作遊び(紙飛行機・ブンブンゴマなど)読み聞かせなど。校庭ではスポーツ鬼ごっこ・ドッジボールなど。子どもたちは、時間を忘れるほど夢中で楽しんでます。

## 実穀小学校区放課後子ども教室 (けやきっこクラブ)

校庭ではサッカー・縄跳び・遊具遊びなど。体育館ではバドミントン・ボール遊びなど。教室では創作遊び(紙飛行機・ぬり絵・折り紙他)など。個性豊かな子どもたちが自由に伸び伸びと、楽しく遊んでいます。



## 君原小学校区放課後子ども教室 (君原ふれあいクラブ)

体育館でドッジボール・縄跳び・ぬり絵・紙飛行機・折り紙などの創作やトランプ・オセロ・読み聞かせなどで楽しく遊んでいます。遊びの中で上級生が下級生の面倒を見ながら仲良くすごしています。

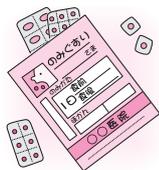
## 吉原小学校区放課後子ども教室 (吉原ふれあいクラブ)

校庭ではサッカー・ドッジボール・遊具遊びなど。体育館では縄跳び・バドミントン・読み聞かせ・オセロ・創作遊び(紙飛行機・ブンブンゴマ他)などをして仲良く遊んでおります。また遊びの中で上級生が下級生にやさしく教えています。



放課後子ども教室についての問い合わせ:子ども家庭課☎888-1111(119)

# 国保医療費の状況を お知らせします

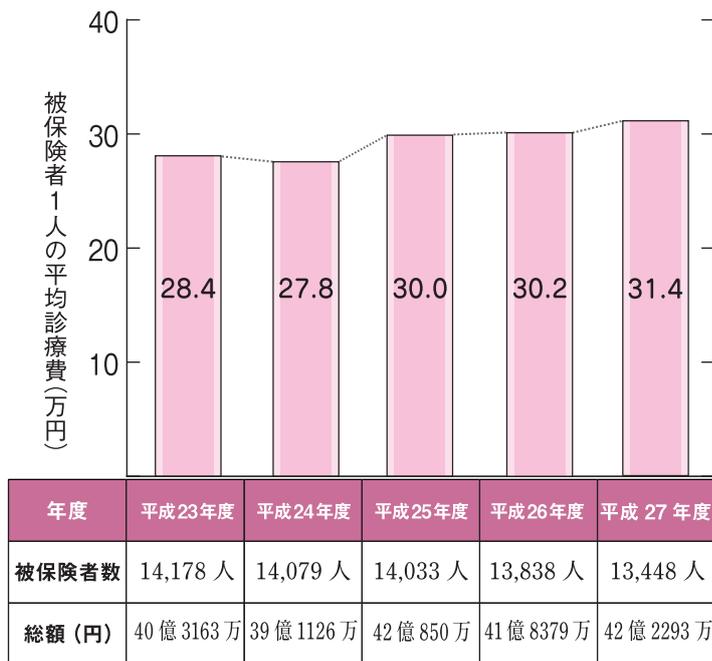


## 国保

国保税  
納めて安心  
わが家の健康

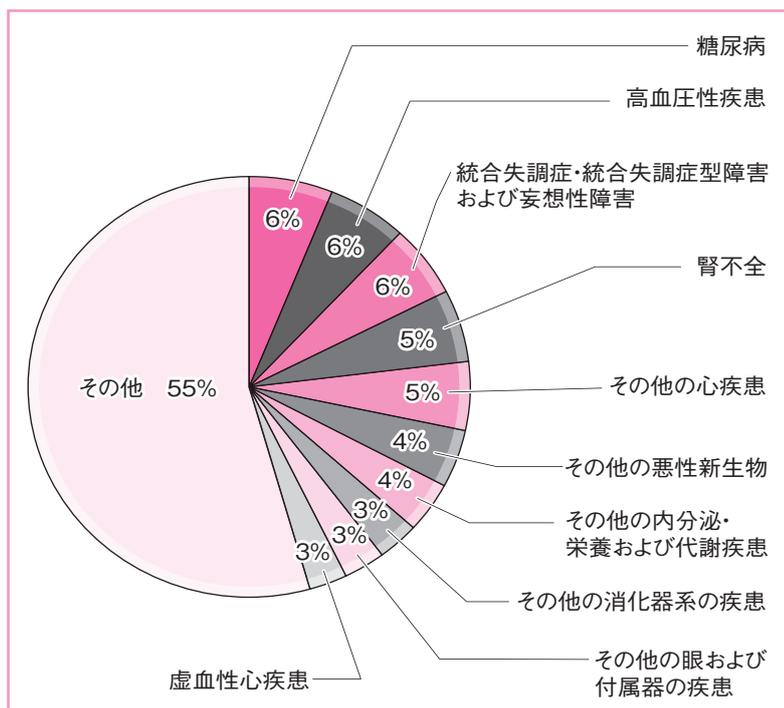
国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

### ▼町国保の医療費総額の推移



※医療費総額は、3月～翌年2月診療分の合計です

### ▼平成27年度町国保の医療費(上位10疾病)



■ 私たちの医療費がどのくらいかご存じですか  
町国保の医療費総額は、平成27年度では42億2293万円となり、この5年間で4.7%の伸びを示しています。この間の国保被保険者数は、減少しているにもかかわらず、全体の医療費は増加しており、一人当たりの医療費は年々高くなる傾向にあります。今後も、高齢化の進展や高

度医療技術の発展などにより、総医療費の伸びは続くものと思われれます。  
■ 医療費の主な内訳  
平成27年度の一人当たりの医療費は、31万4019円です。疾病別医療費では、糖尿病・高血圧性疾患・統合失調症などの医療費が多くなっています。

特に、糖尿病・高血圧などの慢性疾患は治療が長引くため、医療費が増える要因となっています。  
■ 年に1回は健診を受けましょう  
町国保では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。また、人間ドック・脳ドックの受診費用の助成も実

施しています。これらを活用して、生活習慣病の予防・改善や、疾病の早期発見・早期治療に努め、一人ひとりの医療費の増加を防ぎましょう。



▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

# 『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)



国民健康保険の保険税または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。 ※お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません

## 手続き方法

- 口座振替の登録をされていない人: 『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください
- すでに口座振替の登録をされている人: 『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください
- ※手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります

「ご留意いただきたいこと」

● 振替口座について: 納税義務者ご本人以外の口座も可能です

● 社会保険料控除について: 口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます

● 口座振替への変更後に振替不能となった場合: 年金からのお支払いに変更させていただきます

「保険税(料)の納付額証明書の送付について」

平成28年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から平成29年2月初旬までに送付します。

● 納付額証明書は、平成28年の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。 『特別徴収(年金からの天引

きによる納付)』で納付された分の納付額証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

● 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼国民健康保険税・国保年金課 国保係 (131) ▼後期高齢者医療保険料: 国保年金課 後期高齢医療福祉係 (134) ▼介護保険料: 高齢福祉課 介護保険係 (726)

**遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です**

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。



# 成人おめでとごさいます!

## ～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

# 国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

### ●こんなときは届出を

項目	種別	届出先
20歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第1号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第3号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第1号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	国保年金課

**日** 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。

なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

### 保険料の額

▼ 定額 保険料…月額 16260円(平成28年度)

▼ 付加保険料…月額 4000円

※付加保険料とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

### 保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関・コンビニエンスストア・MMK端末設置店などで納付できます

※MMK端末とは、(株)しんきん情報サービスが運営する公共料金収納用端末です

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務

所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

▼ 口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの ▼通帳 ▼金融機関届出の印鑑

▼ 口座振替には次のような特典があります ▼当月分をその月に引き落としにする

と、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割) ▼前納(6か月分前納・1年前前納・2年前前納)すると、保険料が割引になります

※右記の例として、金融機関やコンビニエンスストア等から現金で年度分の保険料を前納すると、3460円の割引になります。また口座振替で保険料を1年前納すると、4090円の割引、口座振替で2年前納すると、15690円の割引になります(すべて平成28年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります。割引額は毎年異なりますので、詳しくはお問い合わせください

### 保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

※申請するには、在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)、または在学証明書が必要になります

▼ 若年者納付猶予制度…学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎825-1170)にお問い合わせください

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

# 注意! あなたの土地が 狙われています!!



廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

## 廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立てにご注意ください!!

悪質な業者から金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋立られる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。

定期的な見回り・進入防止柵や不法投棄禁止の看板等の設置が有効です。『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課(霞クリーンセンター内)までお問い合わせください。



## 不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380) へ!

- ▼受付時間: 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ 受付時間外は牛久警察署まで
- ▼問い合わせ: ▼牛久警察署 ☎871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎029-301-3033
- ▼町廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

### ●エコ・ショップ認定制度のご案内

町では、環境に優しい商品の販売・ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定するエコ・ショップ制度を設けています。県内では 448 店舗がエコ・ショップとして認定されており(平成 27 年 10 月 1 日現在)、認定店舗には「エコ・ショップステッカー」を配布し、店頭などをご利用いただいています。

対象となるのは、下記のいずれかの取組を実施しているスーパーマーケット・コンビニエンスストア等の小売店舗です。エコ・ショップへの認定を希望される場合は、廃棄物対策課までご連絡ください。



▲エコ・ショップ認定店舗で行われている取組の一例



▲エコ・ショップステッカー

### 【エコ・ショップの主な取組み】

- ▼環境に優しい商品の販売・商品コーナーの設置
- ▼簡易包装の推進
- ▼レジ袋の削減のための買物かごなどの持参促進
- ▼取扱商品の修理等の実施
- ▼広告チラシ等への再生紙の使用
- ▼空き缶・空きピンの店頭回収の実施
- ▼紙パック容器の店頭回収の実施
- ▼トレイの店頭回収の実施
- ▼ペットボトルの店頭回収の実施
- ▼その他のごみ減量化
- ▼リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施

# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 収蔵資料展『旗と手紙』開催中



▲桑原幸男さん

予科練平和記念館へ各地からご寄贈いただいた収蔵資料の中で未公開だったものの展示を行います。予科練ゆかりの地に残るさまざまな思い出や予科練の足跡をたどる展示です。

今回の展示では、予科練習生が出征する時などに贈られた寄せ書きの書かれた旗や、予科練習生だった桑原幸男さんが書かれた手紙等をご紹介します。

- ▼期 日：平成29年3月12日(日)まで  
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間：午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）
- ▼場 所：予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます

## 『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二型（零戦）』模型を展示しています。

毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

- ▼公開日：開館日に公開  
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間：午前9時～午後4時30分
- ▼場 所：予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前



▲実物大で再現された『零戦』

## ふゆやすみミニイベント『予科練子ども会』の開催

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。

- ▼日 時：平成29年1月28日(土) 午前10時～午後3時
- ▼場 所：予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
- ▼内 容：▼屋外：ミニSL（常時開催） ▼屋内：バルーンアート・的当て・パチンコ（常時開催）。腹話術・マジックは、①午前11時～11時45分 ②午後2時～2時45分に開催予定
- ▼その他：事前申込不要。当日直接お越しください



▲前年度の『予科練子ども会』



▲『おもちゃの病院』の様子

### ●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間：①午前10時～正午 ②午後1時～3時
- ▼場所：予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他：事前申込不要。当日直接お越しください



# インフォメーション

## 募集 ひとり親家庭の小学校新入学児童への「入学祝い品」贈呈

社会福祉法人県母子寡婦福祉連合会からひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんに入学祝い品（学用品）を差し上げます。

▼対象 平成29年度に小学校へ入学する児童のいるひとり親家庭で、祝い品を希望する保護者

▼申込期間 平成29年1月27日（金）まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 子ども家庭課窓口  
に直接申し込む

▼子ども家庭課 ☎888-1111（119）▼（社）県母子寡婦福祉連合会 ☎029-22117505

## お知らせ 家屋を新築・増築または取り壊した人へ

町では、家屋の現況把握に努めています。所有者からの連絡がなければ正確な現況を把握できない場合があります。

平成28年中に住宅・店舗・納屋・車庫などの家屋を新築または増築されて、まだ税務課の家屋

調査が済んでいない場合は、固定資産税・都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。平日の日中でご都合のよい日時を相談のうえ税務課職員がお伺いします。すでにお早めにご連絡ください。また、平成28年中に家屋を取り壊した場合は、平成29年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。平成29年1月末までに「家屋滅失届」を税務課に提出していただくか、電話などによりご連絡ください。なお、法務局において建物滅失登記をしている場合には届出は必要ありません。

▼税務課固定資産税係 ☎888-1111（155）

## お知らせ 1月10日は「110番の日」

110番通報は警察官に駆けつけて欲しい時の緊急通報ダイヤルです。通報する時は、目標となる建物や施設の名前を教えてください。また、左記の6つのポイントに注意して通報をお願いします。

- 1 事件ですか？ 事故ですか？
- 2 いつ発生しましたか？
- 3 場所はどこですか？
- 4 犯人を見ましたか？ 犯人の車のナンバーを覚えていますか？
- 5 現場はどうなっていますか？
- 6 あなた自身のことを正確に教

## えてください

緊急の用件以外での110番利用は緊急通報の妨げとなることとあります。緊急の事件・事故以外で警察へ相談したい時は警察の相談ダイヤル#9110をご利用ください。

▼牛久警察署 ☎871-01110

## 代外 「新年囲碁大会」開催

▼期日 平成29年1月15日（日）

▼時間 ▼受付：午前9時から

▼対局：9時30分～午後4時

▼場所 中央公民館2階和室他

▼参加料 ▼一般：500円

▼高校生以下：無料 ※昼食・飲み物は各自持参

▼その他 事前申込不要（当日直接ご来場ください）

▼阿見囲碁同好会 田中 ☎841-2270

## 募集 「県南地域高齢者はつらつ百人委員会」委員募集

県では、高齢者自らが地域の高齢者を対象に健康づくり・生きがいづくりに関する事業を企画・実施する「高齢者はつらつ百人委員会」の委員を募集しています。

▼任期 平成29年4月～平成31年3月末日

▼応募資格 県南地域在住のおおむね60歳以上の人で、委員会の活動に出席できる人（委員として5期10年勤めた人、

地方公共団体の長および議員を除く。報酬・交通費はなし）

▼応募方法 はがきに住所・氏名・フリガナ・生年月日・性別・電話番号・委員経験の有無・応募動機・活動抱負・社会活動歴を明記し、左記に郵送する

▼応募期間 2月28日（火）まで

▼〒310-0858 水戸市千波町1918 県社会福祉協議会茨城わくわくセンター「高齢者はつらつ百人委員会」係 ☎029-243-8989

## 募集 「県立水戸南高等学校通信制課程」生徒募集

県内唯一の通信制の公立高校である県立水戸南高等学校では、左記のとおり生徒を募集します。詳細はお問い合わせください。

▼申込期間 ▼一般入学：平成29年3月10日（金）～3月23日（木）の土・日・祝日を除く

午前9時～午後5時 ▼編入転入学：3月6日（月）～3月8日（水）の午前9時～午後4時30分 ※1月10日（火）から願書書類を交付

▼授業料 ▼入学年度：約29800円 ▼次年度以降：約20000円

▼県立水戸南高等学校通信制職員室 ☎029-1247-4284

▼http://www.mitominami-h.tok.ed.jp/

## 町男女共同参画センター（AMIふらっとセンター）移転

町男女共同参画センター（AMIふらっとセンター）は、男女共同参画社会推進活動の拠点として、平成27年1月に阿見町中央地内に開所しましたが、利用者の皆さんの利便性向上を図るため、平成29年1月4日から左記のとおり移転します。

なお、同センターの休館日は移転により、中央公民館の休館日と同様に変更となります。

▼（移転後）場所：中央公民館1階（若栗1886-1） ☎8896-3181

▼休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合翌火曜日）祝日・年末年始（12月29日～1月3日）



▼町民活動推進課 ☎888-1111（271）

※再掲



# インフォメーション

## 音楽で元気にすまわちづくり事業 「かすみコンサート」開催

▼期日 平成29年1月22日(日)  
▼時間 午後1時30分から(開場:1時)

▼場所 かすみ公民館  
▼出演団体 ▼ZORO&HiTomii(馬頭琴・ピアノ)  
▼渡辺大輔&MIKI(ケーナ・二胡)

▼入場料 無料  
▼その他 事前申込不要(当日直接ご来場ください)  
▼かすみ公民館 ☎888-8111

## 町教育委員会から 募集 非常勤特別職募集①・⑤・⑦ 臨時職員募集②・④・⑥

▼①教育相談センター指導員  
▼勤務期間 平成29年4月3日(月)～平成29年3月30日(金)

▼勤務日時 毎週月～金曜日、週3日程度、午前9時～午後5時(7時間勤務)

▼勤務内容 教育相談センターに通所する児童・生徒の指導

▼②特別支援員  
▼勤務期間 平成29年4月4日

(火)～平成30年3月23日(金)  
▼勤務日時 毎週月～金曜日(夏休み・冬休み・祝日など休校日を除く)午前8時30分～午後3時(5時間30分勤務)  
※学校によって変動あり

▼勤務内容 特別な配慮が必要とする児童・生徒の学校生活上の支援

▼③学校用務員  
▼勤務期間 平成29年4月3日(月)～平成30年3月23日(金)

▼勤務日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時(5時間勤務)

▼勤務内容 学校内の清掃等管理業務・教職員の用務補助など

▼④学校給食配膳員  
▼勤務期間 平成29年4月6日(木)～平成30年3月23日(金)

▼勤務日時 毎週月～金曜日(長期休暇・祝日など休校日を除く)午前10時～午後2時(3時間勤務)

▼勤務内容 学校給食の配膳・食器の回収など

▼⑤学校教育課臨時職員  
▼勤務期間 平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

▼勤務日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務) ※土・日・祝日を除く

▼勤務内容 事務補助  
▼⑥社会教育指導員  
▼勤務期間 平成29年4月1日

(土)～平成30年3月31日(土)  
▼勤務日時 週3日以上(土日を含む)午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▼勤務内容 各小学校校区に置かれている「ふれあい地区館」活動の運営・振興

▼月給 105400円  
▼⑦公民館またはふれあいセンター事務員  
▼勤務期間 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

▼勤務日時 週3日(土・日を含む)午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▼勤務内容 公民館またはふれあいセンターの事務補助

▼⑧予科練平和記念館展示解説員  
▼勤務期間 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

※その後も必要に応じて雇用更新可(最長3年)  
▼勤務日時 月15日・週29時間以内(土・日・祝日を含む) 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務)

▼勤務内容 来館者への案内業務(展示資料等の監視・解説、館内案内、観覧券・売店での販売業務、事務補助など)

▼勤務場所 ①教育相談センター②④町内各小中学校

⑤学校教育課⑥⑦公民館またはふれあいセンター⑧予科練平和記念館

募集人数 ①～④、⑥～⑧いずれも若干名⑤1人  
時給 ①1150円②2890円③④790円⑤830円⑦860円⑧900円(別途交通費支給)

応募期間 1月19日(木)まで  
※①～⑤土・日・祝日を除く  
⑥～⑧毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日・祝日など休館日を除く)

応募方法 ①～⑦履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可  
⑧履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)▼作文「応募の動機」を原稿用紙2枚(800字以内)にまとめたものを直接左記に提出する ※郵送不可

応募条件 ①教員免許状(小学校または中学校)を保持している⑤～⑦ワード・エクセルなどのパソコン操作ができる  
⑧地域の歴史・戦史に興味があり接客に向いている  
▼ワード・エクセルなどのパソコン操作ができる

選考方法はいずれも書類選考・面接(日程は後日連絡)  
①～⑤学校教育課☎888-1111(321)⑥⑦生涯学習課(中央公民館内)☎888-1252⑧予科練平和記念館☎891-3344

お問い合わせ ☎電話番号 ■ファクシミリ ■ホームページ ■Eメール

### 住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10  
**(株)美都住建** TEL.029-842-7196  
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

### もっと楽しく快適に! リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After

【有】美都和ワ TEL.029-891-2200  
茨城県知事免許 ⑤ 第5548号 阿見町中央1-5-32

**音楽で元気にするまちづくり事業**  
**「舟島歌声のび」開催**

ギター伴奏と一緒に、懐かしい愛唱歌ソングを皆さんとともに楽しく、元気に歌いましょう。

▼**期日** 平成29年1月15日(日)  
 ▼**時間** 午後1時30分から(開場:1時)

▼**場所** 舟島ふれあいセンター  
 ▼**出演者** ▼うたごえりーダー

▼**橋本実**  
 ▼**その他** 入場料無料・申込不要  
 ■舟島ふれあいセンター  
 ☎8400-2761

**募集** 『ミックステニス大会』  
**参加者募集**

▼**期日** 平成29年2月19日(日)  
 ※予備日3月5日(日)

▼**場所** 総合運動公園他  
 ▼**募集人数** ▼一般の部32組  
 ▼シニアの部16組(55歳以上のみ) ※定員で締切

▼**参加料** 1組2000円  
 ▼**申込期間** 1月27日(金)まで

※1月13日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ受付。一般は14日(土)から受付

▼**申込方法** Eメールまたはフ

ァクシミリ(申込用紙は中央公民館・総合運動公園・左記ホームページで入手可)で左記に申し込む ☎888-1055(午前9時~午後9時。時間厳守)

町体育協会テニス部代表倉持

☎841-6878

■mansei99@jcom.home.ne.jp  
 http://www.geocities.jp/antennis2005/

**お知らせ** 町シルバー人材センター

▼**期日** 平成29年1月10日(火)  
 ▼**時間** 午前10時~正午

▼**場所** 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼**対象** 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

**お知らせ** 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼**日時** 平成29年1月24日(火)~26日(木)日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1121(3420)

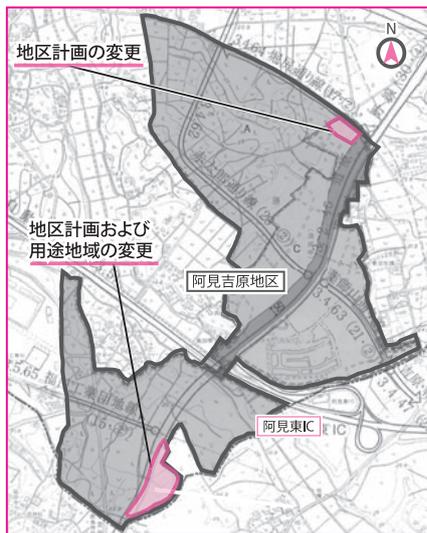
**募集** 「レンタルファームふれあい」  
**利用者募集**

春からの作付けで安心でおいしい野菜を作りましょう。農業改良技術普及員による相談会もあります。

**阿見吉原地区における土浦・阿見都市計画変更(案)の縦覧**

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による用途地域の変更および地区計画の変更にあたり、同法第17条の規定に基づき、標記縦覧を下記のとおり行います。この計画(案)に意見のある人は、下記縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができます。

- ▼**期間** 平成29年1月11日(水)~25日(水) ※土・日を除く
- ▼**時間** 午前8時30分~午後5時15分
- ▼**場所** 役場2階都市計画課窓口
- ▼**内容** ▼用途地域の変更・地区計画の変更 ▼区域:阿見吉原地区(右図参照)
- ▼**意見書の提出先** 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町長 天田富司男 宛て(都市計画課扱い)
- ▼**問合せ** 都市計画課計画係 ☎888-1111(231)



- ▼**場所** 実穀(寺子)地内
- ▼**使用料** ①タイプA(33平方メートル)年額7000円 ②タイプB(49・5平方メートル)年額10500円 ③タイプC(66平方メートル)年額14000円
- ▼**区画数** ①30区画 ②2区画 ③6区画
- ※定員で締切
- ▼**設備** 水道・駐車場・トイレ
- ※希望者は農具収納庫の利用
- ▼**受付日時** 平成29年3月20日(月)まで午前9時~午後5時 ※土・日を除く
- ▼**申込方法** 使用料と印鑑を持参し、直接左記に申し込む
- ▼**その他** 事前に空き状況を左記にご確認ください
- 阿見産直センター ☎843-2403

〈広告欄〉

insurance community  
**ほっとと保険** 一緒に選んで、ずっとサポート  
**保険の無料相談**

POINT 1 相談料や手数料などが**無料!**  
 POINT 2 キッズスペースでお子様連れも**安心!**  
 POINT 3 取り扱い保険会社**23社以上!**  
 POINT 4 ご予約不要でいつでも**相談可能!**

保険阿見店 検索

〒300-0331 阿見町阿見2985 マイアミショッピングセンター1F  
 【営業時間】10:00~20:00 TEL:029-888-0064 FAX:029-888-0065  
 【定休日】お問い合わせください 201609001

**お気軽にご相談ください!!**  
 相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
 \*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号  
 阿見中学校 郵便局 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所  
 コンビニ (簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 塙一樹  
 TEL 029-804-0382  
 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
 (平日 午前9:00~午後6:00)  
 ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

あみ司法書士事務所(神林ビル2階)

## ● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

# 0120-131-813

## ● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

## ● 定例相談 ●

### 人権相談／行政相談

日時 平成29年1月5日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階305会議室  
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

### 教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)  
場所 総合保健福祉会館相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

### 交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

### 役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所  
☎ 841-1167

健康づくり課  
☎ 888-2940

福祉センターまほろば  
☎ 887-3969

地域子育て支援センター  
☎ 891-2772

阿見消防署  
☎ 887-0119

火災情報案内  
☎ 0297-64-0119

上下水道課  
☎ 889-5151

霞クリーンセンター  
☎ 889-0091

中央公民館  
☎ 888-2526

君原公民館  
☎ 889-1363

かすみ公民館  
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター  
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター  
☎ 840-2761

図書館  
☎ 887-6331

予科練平和記念館  
☎ 891-3344

総合運動公園  
☎ 889-2788

教育相談センター  
☎ 888-1225

町民活動センター  
☎ 888-2051

町男女共同参画センター  
☎ 896-3181

消費生活センター  
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

## ● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,454人 (- 21) ▽12月1日現在
- 男性 23,504人 (- 12) ▽常住人口ベース
- 女性 23,950人 (- 9) ▽( )内は前月比
- 世帯数 19,023世帯 (+ 1) ▽情報広報課調べ

### 1月の納税等

町・県民税(4期)  
国民健康保険税(7期)  
後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 1月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 2月の納税等

固定資産税(4期)  
国民健康保険税(8期)  
後期高齢者医療保険料(8期)  
介護保険料(6期)

納期限 2月28日(火)

### 救急車出動状況 11月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	97件(1,168)
出場件数 156件(1,780)	交通事故	19件(188)
	一般負傷	22件(206)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	18件(218)
	合計	156件(1,780)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店